

適性検査CUBIC申込書

ご利用にあたって

この度は、弊社サービスご利用のお申し込みをいただきまして、誠にありがとうございます。
お申し込みの際しましては、4、5ページの利用約款をご熟読いただき、ご了承の上、署名・捺印をお願い致します。

確認事項

サービスお申し込みにあたっては、以下についてご確認ください。

■お申し込み時課金について

「WEB受検システムリースプラン」「PACKプラン」「ウケホーダイプラン」
「ソフトウェア購入プラン」は、契約開始時に、一括請求・一括払いとさせていただきます。

ご記入いただきましたら

原本は保管いただき、コピーを下記宛先にご送付ください

FAX : 03-5468-6160

MAIL : cubic-zyutaku@triumph98.com

※郵送でも承っております。

※個人情報の取り扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、株式会社トライアンフが管理し、製品・サービスの提供、ご本人へのご連絡、今後の製品・サービス・セミナー等のご案内のために利用させていただきます。原則として、ご本人の同意なしに、上記目的以外に個人情報を利用または第三者に提供することはいたしません。ただし、個人情報を取り扱う業務の一部または全部を外部委託することがあります。

個人情報管理責任者：全社情報管理責任者

個人情報に関するお問い合わせ先：cubic-zyutaku@triumph98.com

株式会社 トライアンフ



【CUBICサポートセンター】0120-034-006(フリーダイヤル)

MAIL: cubic-zyutaku@triumph98.com

受付時間 10:00~17:00(土日祝日除く)

©TRIUMPH CO.,LTD. All Rights Reserved.

1.料金表

【個別実施プラン(採用用)】利用料金は、月末に当月利用人数を算出しご請求 ※WEB受検のみお申込可能					
検査名	料金				
採用用個人特性分析 (Trver. I)	2,000円/名～				
採用用個人特性分析+モチベーション測定 (Trver. II)	2,500円/名～				
能力検査	1科目	2科目	3科目	4科目	5科目
	1,000円/名	1,500円/名	2,000円/名	2,500円/名	3,000円/名
採用用個人特性分析 (Trver. I)+能力検査	2,500円/名～	3,000円/名～	3,500円/名～	4,000円/名～	4,500円/名～
採用用個人特性分析+モチベーション測定 (Trver. II)+能力検査	3,000円/名～	3,500円/名～	4,000円/名～	4,500円/名～	5,000円/名～

※WEB受検方式の場合、上記金額に別途WEB受検ライン利用料が申込時に発生します。

- ・新規ご契約 / 契約内容変更ご契約 ¥20,000
- ・同契約内容にて継続ご契約 ¥10,000

【個別実施プラン(現有社員用)】利用料金は、月末に当月利用人数を算出しご請求			
検査名	料金		
個人特性分析	2,000円/名	セットで 3,500円/名	
組織活力測定	1,000円/名		
環境適合測定	1,000円/名		
現有社員用モチベーション測定	1,500円/名		
複眼評価観察	1,000円/名 (観察者)		

※複眼評価観察は、被観察者が個人特性分析を受検する必要があります。

上司、部下、同僚それぞれ3名以上が理想。また、被観察者1名につき、5名以上が理想です。

【PACKプラン】受検人数に応じてボリュームディスカウントが発生。一括前払いにてご請求						
	50名PACK	100名PACK	200名PACK	300名PACK	400名PACK	500名PACK
値引き率	5% OFF	5% OFF	8% OFF	10% OFF	15% OFF	20% OFF

※WEB受検方式の場合、上記金額に別途WEB受検ライン利用料が申込時に発生します。

- ・新規ご契約 / 契約内容変更ご契約 ¥20,000
- ・同契約内容にて継続ご契約 ¥10,000

※PACK人数を超過した場合は、従量課金制プランの1名単価が適用されます。

※紙受検の場合はパック20名様より承ります。

【ウケホーダイプラン】年間受検人数無制限定額	
検査名	料金
採用用個人特性分析	1,600,000円/年～
能力検査	1,300,000円/年～
採用用個人特性分析+能力検査	2,200,000円/年～

【ソフトウェア購入プラン】適性検査ペーパー受検システムを買取るプラン。翌年以降コストゼロ	
内容	料金
採用用	1,500,000円～
採用用+現有社員用	2,500,000円～

【WEB受検システムリースプラン】	
内容	料金
ソフトウェア購入とセット	1,100,000円/年～
WEB受検システムのみ	1,600,000円/年～
	※翌年以降 1,100,000円/年～

【オプション帳票出力】	
帳票名	料金
自己分析シート(本人返却用)	500円/名
総合結果帳票	20名以下: ¥10,000/回 21名以上: ¥500/名
能力検査順位一覧帳票	20名以下: ¥10,000/回 21名以上: ¥500/名
動機付け/育成帳票	1,000円/名
ネガティブチェック帳票	1,000円/名
全体傾向・比較分析帳票	10,000円/回

※自己分析シートは、個人特性分析結果を本人に返却するために、表現をアドバイス形式に変換したものです。

適性検査CUBIC利用約款

適性検査CUBIC利用基本約款

第1条（趣旨）

適性検査CUBIC利用約款（以下「本約款」という）は、利用者および利用を希望する者（以下あわせて「甲」という）が株式会社トライアンプ（以下「乙」という）の提供する次条に定める適性検査CUBIC（以下「本サービス」という）を利用するにあたり、甲および乙が遵守すべき事項を定めたものである。

第2条（適性検査CUBIC）

- 乙は、株式会社CUBICと共同で開発したアセスメントツール（以下「本ツール」という）に関して、本サービスを提供する。
- 前項の本サービスとは、本ツールの開発、利用許諾、ユーザー登録の手續、ID・パスワード（以下あわせて「ID等」という）の発行、設問用紙・回答用紙（以下あわせて「設問用紙等」という）の提供、インターネット回線を、用いた利用環境の整備、採点処理、採点結果の報告、採点結果の保管、結果利用のアドバイス等のサービスの総称をいう。

第3条（適用範囲）

- 個別約款とは、本サービスの一部である個別サービスごとに乙が別途定める「ペーパー受検方式サービス利用約款」、「WEB受検方式サービス利用約款」をいう。
- 個別契約とは、本サービスの利用に関し、甲乙間で別途個別に締結される契約をいう。
- 本約款および個別約款（以下あわせて「本約款等」という）は、個別サービスの利用の有無、ならびに個別契約の有無にかかわらず、甲および乙に適用される。
- 個別約款において、本約款の一部の適用を排除し、または本約款と異なる事項を定めた場合、当該部分については、当該個別約款が優先的に適用される。
- 個別契約において、本約款等の一部の適用を排除し、または本約款等と異なる事項を定めた場合、当該部分については、当該個別契約が優先的に適用される。

第4条（契約の成立）

甲が、本サービスに関するユーザー登録の申請をなすことにより、乙に対して本サービスの利用を申し込み、乙が、乙の定める取引基準に合致すると判断した場合において、乙による承諾の意思表示が甲に到達することをもって、甲と乙の間に本サービスの利用に関する契約が成立する（以下、「本契約」という）。

第5条（本約款等の変更）

- 乙は、甲の承諾なく、本約款等および本約款等に付随する内規を変更することができる。
- 変更後の本約款等（以下「新約款」という）は、乙が別途定める場合を除き、乙が新約款を乙のホームページ上に表示したとき、または乙が甲に新約款を発送したときのいずれか早いときより1ヶ月の周知期間を経過することをもってその効力を生じる。ただし、当該周知期間中に前条に定める契約が成立した場合、当該契約成立時から1ヶ月を経過することをもってその効力を生じる。

第6条（ユーザー登録）

- 甲は、本約款等に同意したうえで、乙の定める手続きに従い、本サービスに関するユーザー登録の申請を行う。
- ユーザー登録は、甲の本社、支社、各部等の名称を問わず、本サービスを利用する組織毎に行う。
- 登録事項に変更が生じた場合は、甲は、乙の定める手続きに従い、速やかに乙に通知する。
- 乙は、甲が乙の定める取引基準に合致しないと判断した場合は、甲のユーザー登録の申請の全部または一部を拒否し、また、既になされたユーザー登録の削除または登録事項の一部の削除をすることができる。

第7条（ユーザー登録の削除）

乙が前条第4項に基づきユーザー登録を削除する場合、または甲がユーザー登録の削除を申し出る場合、甲は、未払いの利用料金全額を乙に支払わなければならない。甲が保管する設問用紙等がある場合、甲は、これを全て乙に返還しなければならない。

第8条（利用料金の請求及び支払）

- 乙は、本サービス利用料金を下記表1に則り、別途法定税率を加算のうえ、甲へ請求する。振込手数料ならびに口座振替手数料は甲の負担とする。

支払方法	締日	支払日
振込	当月末締	翌月末日

- 甲は、上記表の支払日の延長を希望する場合は、別途手数料を支払う旨を了承の上、乙へ申し出るとする。なお、手数料は表2の通りとする。

締め日から数えた支払期日	手数料
31日～40日	申込金額の 3％
41日～60日	申込金額の 5％
61日～90日	申込金額の10%

- 乙は甲が、本サービス申込書に基づく支払の履行を怠った場合には、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14%の遅延損害金を請求することができる。

第9条（知的財産権の帰属）

本ツール（内容、配列、採点方法、マニュアル、解説書等を含む）に関する著作権等の知的財産権（著作権法第27条および28条に定める権利を含む）は、すべて乙に帰属する。

第10条（禁止行為および甲の義務）

- 甲は、乙が承諾した利用目的以外の目的で、本ツールを使用してはならない。なお、当該利用目的以外の本ツールの利用には、甲以外の人（甲の親会社、子会社、関係会社含む）、および甲の従業員・採用応募者以外の個人（以下当該法人および個人をあわせて「第三者」という）に対する本ツールの実施の許諾が含まれる。
- 甲は、甲自らまたは第三者をして、如何なる方法によっても、本ツールについて、複写、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含む）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、第三者への開示等をしてはならない。
- 甲は、甲自らまたは第三者をして、本ツールと同一または類似のものを作成してはならない。
- 甲は、甲自らまたは第三者をして、本ツールと同一または類似のものを用いて、本サービスと同一または類似したサービスを提供してはならない。
- 甲は、甲自らまたは第三者をして、本ツールに関する出版物等を発行してはならない。
- 甲は、本ツールについて、盗難、紛失、破壊等の防止に必要な合理的措置を講じなければならない。
- 甲が、本サービスの提供を受けるにあたり、甲が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、当該第三者に本約款等における甲と同等の義務を負わせたうえで、乙に対し、乙の定める書面をもって速やかに通知しなければならない。なお、乙が、当該第三者が当該義務を履行しない、または履行しないおそれがあると判断した場合、乙は、当該第三者の作業代行を認めないことができる。
- 甲が、本サービスを利用するにあたり、報告先等を自ら登録することができる場合、甲は、当該登録事項を管理し、更新および削除する義務を負う。

第11条（ID等の管理）

- 甲は、乙より発行されたID等を厳重に管理する義務を負い、第三者に譲渡、貸与、開示等してはならない。
- 乙の責に帰すべからざる事由により、甲のID等が漏洩し、甲に損害が発生した場合、乙はその責を負わない。
- 乙の責に帰すべからざる事由により、第三者が甲のID等を用いて本ツールの利用等を行った場合、乙は、当該利用等が甲によるものとみなす。

第12条（再委託）

乙は、本サービスの提供に際し、下記協力会社へ本サービス履行の一部を再委託する。ただし、乙は協力会社に対し、乙の責任の下、本約款ならびに乙が定める個人情報取扱規程と同内容を遵守、監督する義務を負う。

<協力会社>

協力会社名称	所在地	委託内容
株式会社CUBIC	埼玉県三郷市	WEB受検結果の採点処理
トビラシステムズ株式会社	愛知県名古屋市中区	WEB-CUBIC設置

乙は本条第1項以外での再委託は原則行わないこととする。乙は、上記以外の第三者へ委託する際は、事前に甲へ連絡の上、その承諾を得た後行うこととする。

第13条（送料の負担）

設問用紙等の送付、採点結果の送付、採点依頼のための送付等にかかる費用については、甲乙で別途定める場合を除き、送付側が負担する。

第14条（機密情報の保持）

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本サービスの提供ないし、利用に関して知り得た相手方に関する情報を、第12条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、以下の各号の情報を除く。

- 相手方から知り得た時点で、公知である情報
- 相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報
- 第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- 相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報
- 法令の定め、また裁判所、政府機関等の命令により、その開示が義務づけられた情報

第15条（個人情報）

- 乙が甲から提供を受ける個人情報範囲は下記の通りとする。取扱い個人情報：氏名、性別、年齢、メールアドレス、最終学歴学校名、前職（役職経験含む）
- 甲は乙が提供する本サービス利用を目的限り取得した、個人情報等を乙に提供する。乙は、甲より提供を受けた個人情報を機密情報として管理し、第12条ならびに第16条以外での利用ならびに甲からの事前承諾なく、第三者への提供、開示をしてはならない。
- 乙は甲より提供された個人情報・機密情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に必要な合理的安全管理措置を講じ、定期的に管理方法の見直しを行うものとする。

第16条（採点データの利用）

甲は、乙が、本ツールの採点後のデータ（以下「採点データ」という）をもとに、個人情報を集計し、あるいは甲および受検者または回答者等が識別、特定できないよう加工したデータを作成し、分析、研究、新規サービスの開発等を目的として利用することを予め承諾する。

第17条（権利義務の譲渡禁止）

甲は、乙の事前の承諾なく、本約款等に基づき生じた権利義務を第三者に譲渡し、承継し、担保に供することはできない。

第18条（本サービスの提供の停止）

乙は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、甲の事前の承諾なく、本サービスの提供を一時的に停止することができる。

- 本サービスの保守または仕様の変更を行う場合
- 天災地変等の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、本サービスの提供が不可能となり、またはそのおそれがある場合
- 乙が、その他やむを得ない事由により本サービスの提供の一時的な停止が必要と判断した場合

第19条（本サービスの利用の停止等）

- 乙は、甲のID等が不正に利用されている疑いがある場合、当該ID等を変更するよう甲に求め、また当該ID等の利用を一時的に停止することができる。
- 乙は、甲が本約款等に違反している疑いがある場合、甲の本サービスの全部または一部の利用を停止することができる。

第20条（損害賠償及び免責事項）

- 乙が、本サービスの提供に関して、故意または重過失により甲へ損害を与えた場合は、その直接かつ通常損害を、申込金額を上限（個別実施プランの場合は、過去3か月の請求）として、賠償する義務を負う。
- 乙は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、その責を負わないこととする。
 - 甲が日本国外で本サービスを利用した場合において、当該国または地域における法令・慣習等に抵触し、甲に損害が生じた場合
 - 甲が申請した事項に誤りまたは甲が登録すべき事項をしなかったことにより生じた損害
 - 甲が、乙があらかじめ定めた方法以外の方法により採点結果を報告することを指定した場合において、乙による採点結果の発送（運送会社への引渡し、投函、発信等）後に、当該採点結果が紛失、毀損した場合
 - 甲が採点結果を受領後、自ら採点データまたは報告書を加工、編集したことにより、甲に損害が生じた場合
 - 通常講ずるべきコンピュータウィルス対策では防止できないウィルス被害により、本サービスの提供に障害が生じ、本サービスに関するデータが変更、消去される等の損害が生じた場合
 - 乙が、甲に対してインターネット回線を用いて本サービスを提供する場合に、回線の混雑、回線障害、通常講ずるべき対策では防止できないコンピュータ機器の障害等により、甲が本サービスを利用できない場合
 - その他、乙が通常講ずるべき対策では防止できない障害の発生により、甲に損害が生じた場合

第21条（採点データの保管、廃棄、削除、消去）

- 乙は、本ツールの採点データを、報告日の属する年度の翌年度の末日まで、実施後の報告と同内容の報告ができる状態で保管する。なお、年度については別途内規によりサービス毎に定義する。
- 乙は、前項の期間経過後の採点データの保管期間につき、別途内規を定める。
- 乙は、甲より採点データの削除依頼があった場合、または前項に定める保管期間を終了した場合、速やかに当該採点データの廃棄、削除、消去を行う。なお、個人情報報告の消去は、個人を識別不能とする処理を含む。
- WEB方式サービスにて提供するWEB受検ラインの使用期間については第23条に定めた期間とする。

第22条（契約の解約および甲の損害賠償）

- 乙は、甲に以下の各号に該当する事由が生じた場合、第4条に基づき成立した契約を解約することができる。ただし、当該解約の効力は、将来に向かって生じるものとする。
 - 第19条で定めたサービスの停止後、乙からの求めに対して甲が是正を行わないとき
 - 乙が定める取引基準に甲が合致しないと、乙が判断したとき
 - 支払を停止したとき、または手形交換所の不渡処分があったとき
 - 公租公課を滞納したとき
 - 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力による処分を受けたとき
 - 破産、民事再生、会社更生を行い、又は申立てを受けたとき
 - 信用に不安が生じたとき
- 甲が本約款等に違反して乙に損害を与えた場合、甲は、乙に対しその損害を賠償する義務を負う。

第23条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。
WEB方式サービスにて提供するWEB受検ラインはご契約終了日翌月末日に操作不可とする。

第24条（反社会的勢力の排除）

- 甲及び乙(業務に従事する乙の従業員含む)は、自らが以下の各号のいずれにも該当しないことを表明、保証する。
 - 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他の反社会的勢力、もしくはそれらに該当しなくなったときから5年を経過しない者(以下「反社会的勢力」という。)
 - 東京都暴力団排除条例並びに甲の所在地がある地方公共団体が規定する条例に規定される規制対象者
- 相手方が前項各号または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、一方当事者は何らの催告を要せず、第4条に基づき成立した契約を解約することができる。
 - 反社会的勢力が経営を支配または実質的に関与していると認められるとき
 - 自らまたは第三者の不正の利益を図るもしくは第三者に損害を加える等の目的で反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - 反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜や利益を供するなどの関与をしていると認められるとき
 - 自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動を行い、もしくは暴力を用いる等の行為を行ったとき
 - その他、前各号に準ずるとき
- 甲又は乙が前項の規定により第4条に基づき成立した契約を解約した場合、違反当事者に損害が生じても一切の損害賠償義務を負担しないものとする。またかかる解約により、終了した当事者に損害が生じたときは、違反当事者はその損害を賠償するものとする。

ペーパー受検方式サービス利用約款

第1条（趣旨）

ペーパー受検方式サービス利用約款は、利用者（以下「甲」という）が株式会社トライアンフ（以下「乙」という）の提供する次条に定めるペーパー受検方式サービスを利用するにあたり、甲および乙が遵守すべき事項を定めたものである。

第2条（ペーパー受検方式サービス）

ペーパー受検方式サービスとは、乙が、甲の申請に基づき、乙と株式会社CUBICが共同で開発したアセスメントツール（以下「本ツール」という）の設問用紙・回答用紙（以下あわせて「設問用紙等」という）を甲に提供し、甲が受検者または回答者（以下あわせて「受検者等」という）に実施した本ツールの採点処理を乙に依頼し、乙がその採点結果を甲に報告するサービスの総称をいう。

第3条（設問用紙等の送付）

- 乙は、甲から乙に提出された申込書を受領後、設問用紙等をPDFファイル形式で甲に提供する。
- 甲は、設問用紙等を受領後、直ちにこれを検査し、不足不備がある場合は直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

第4条（設問用紙等の管理）

甲は、ユーザー登録をした他の組織（同一法人の異なる組織も含む）に、設問用紙等を使用させてはならない。

第5条（本ツールの実施）

- 甲は、本ツールの実施にあたり、設問用紙等の持ち帰り等の不正行為がなされないよう受検者等を監督する義務を負う。
- 甲は、乙が提供するマニュアルに従って本ツールを実施する。
- 甲がマニュアルに従って本ツールを実施しなかったために、本ツールの実施または採点結果に影響が生じた場合、乙はその責を負わない。
- 甲は本ツール実施後、回答用紙を乙に返還し、採点を依頼する。
- 回答用紙の記載に不足不備があり、乙が甲に訂正等を依頼した場合、甲はこれに応じなければならない。

第6条（採点結果の報告）

- 乙は、採点結果を、原則として、甲が自ら登録した報告先に対して、インターネット回線を用いた電子的手段により報告する。
- 前項の定めにかかわらず、乙が採点結果を書面等により報告する場合は、甲の申請により乙が登録した責任者に対して行う。
- 甲は、採点結果を受領後、直ちにこれを検査し、不足不備がある場合は直ちにその旨を乙に通知しなければならない。
- 採点結果が、乙の責に帰すべからざる事由（回線の混雑、回線障害、通常講ずるべき対策では防止できないコンピュータ機器の障害等、また、書面等により報告する場合は、運送会社の事情、交通事情、天候上の事情その他の不可抗力等を含む）により延着した場合、乙はその責を負わない。

WEB受検方式サービス利用約款

第1条（趣旨）

WEB受検方式サービス利用約款は、利用者（以下「甲」という）が株式会社トライアンフ（以下「乙」という）の提供する次条に定めるWEB受検方式サービスを利用するにあたり、甲および乙が遵守すべき事項を定めたものである。

第2条（WEB受検方式サービス利用約款）

WEB受検方式サービスとは、乙が、乙が開発した適性検査等（以下「本テスト」という）をインターネット回線を用いて実施できる環境を整備し、甲の受検者が当該環境に接続可能なコンピュータ等を使用して本テストを受検し、乙がその採点結果を甲に報告するサービスの総称をいう。

第3条（本テストの実施）

- 甲は、受検者に対し、乙が提供する本テストを受検するよう指示する。
- 受検者は、甲と乙が所定の手続によって発番する企業別受検ID・パスワード（以下あわせて企業別受検ID等）という）を使用し、本テストを受検する。

第4条（企業別受検ID等の管理）

- 甲は、受検者に、企業別受検ID等を厳重に管理させる義務を負い、第三者に譲渡、貸与、開示等させてはならない。
- 乙の責に帰すべからざる事由により、第三者が甲の企業別受検ID等を用いて本テストを受検した場合、乙は、当該受検等が当該受検者によるものとみなす。
- 乙は、企業別受検ID等が不正に利用されている疑いがある場合、当該企業別受検ID等を変更するよう甲に求め、また当該企業別ID等の利用を一時的に停止することができる。

第5条（契約の自動更新）

適性検査CUBIC利用約款第23条の定めにかかわらず、WEB受検個別実施方式サービスの提供に関する契約については、契約期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかから相手方に対し、契約を終了させる旨の書面による通知がなされない場合には、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

契約更新時に発生する、申込書記載のWEB受検ライン利用料（年額）については、下記の通りとする。

新規ご契約 ¥20,000／同契約内容にて継続ご契約 ¥10,000

同契約内容にて継続ご契約の場合でも、同WEB受検ラインを継続利用せず、新たにWEB受検ラインを設置する場合には、新規ご契約同様 ¥20,000の利用料が発生する。またその際、申込書にて再度契約締結を行うものとする。